

令和8年度富山市食品衛生監視指導計画(案)について

1 概要

食品の安全性を確保するため、食品衛生法第24条第1項の規定に基づき令和8年度に実施する食品衛生監視又は指導に関する計画を策定する。

2 令和8年度監視指導計画の策定方針

本市における食品衛生上の実情を考慮し、食品等事業者の自主的な食品衛生管理の推進を主眼に置き、国や他の自治体、関係部局と連携しながら、効率的かつ効果的に食品衛生監視指導を行う。その中でHACCPに沿った衛生管理の普及啓発を強く推し進めていく。HACCPに沿った衛生管理を適切に運用していない施設を重点的に監視し、計画の立案・記録の実施について助言・指導を行う。結果として長期的な視点で、HACCPの普及率上昇を目指す。

3 主な改正内容

収去検査は、検体数を246検体とし、成分規格が定められている食品を重点的に検査を行う。また、規格の定めがない食品については従来旧衛生規範(令和3年に廃止)に基づいて細菌数・大腸菌群の検査を行っていたが、食中毒防止により関連性が高い食中毒菌(腸管出血性大腸菌やカンピロバクター等)の検査を行うこととする。

4 計画作成スケジュール

令和8年1月中旬 パブリックコメント実施
// 3月中旬 計画策定、通知